

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う命令等の改正について

令和 8 年 7 月 3 1 日
経済産業省経済産業政策局産業創造課

経済産業省は、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 3 9 条第 4 項第 8 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで命令等を改正したので、同法第 4 3 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公示します。

記

<行政手続法第 3 9 条第 4 項第 8 号関係>

1. 命令等の題名

- 産業競争力強化法施行規則及び産業競争力強化法に基づく認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に関する命令の一部を改正する命令
※産業競争力強化法に基づく認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に関する命令部分のみ。
- 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令の一部を改正する省令
※株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令部分のみ。
- 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針の一部を改正する告示
- 技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法の一部を改正する告示
- 創業支援等事業の実施に関する指針の一部を改正する告示

2. 命令等の趣旨及び意見公募手続を実施しなかった理由

「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の一部の施行に伴って当然に必要とされる規定の整備その他の軽微な変更に係るものであり、行政手続法第 3 9 条第 4 項第 8 号に該当するため、意見公募は実施しておりません。